

五監第22号
令和元年8月8日

五泉市長 伊藤 勝美 様

五泉市監査委員
柄沢則夫
広野甲

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率に係る算定
基礎書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成30年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期間

令和元年7月26日 から 令和元年8月7日 まで

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区分	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	備考
① 実質赤字比率	—	12.89	
② 連結実質赤字比率	—	17.89	
③ 実質公債費比率	10.5	25.0	
④ 将来負担比率	94.1	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、早期健全化基準値以内となっている。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は10.5%となっており、早期健全化基準の25.0%及び地方債発行における許可団体基準の18.0%をいずれも下回る数値となっている。

今後も、事業実施にあたっては隨時見直しを図るなど、比率の上昇を抑制することを望むものである。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は94.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回る数値となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の期間

令和元年7月26日 から 令和元年8月7日 まで

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	
簡易水道事業特別会計	—	20.0	

(2) 個別意見

平成30年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足額が生じておらず、経営健全化基準値以内となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。